

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、佐賀地方法務局長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 4 年 2 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（不動産登記法第 14 条第 1 項地図作成）
- 2 作業期間 令和 3 年 12 月 26 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域 佐賀市鬼丸町、中の館町及び本庄町大字本庄